

令和3年度 省エネルギー・新エネルギー促進部会 開催概要

- 令和3年8月30日、省エネルギーの促進及び新エネルギーの開発・導入の推進に関する事項について、検討・協議するため設置。

令和3年度 連携検討テーマ

- [テーマ1] ゼロカーボン実現に向けた需要家への動機付け
[テーマ2] 自家消費型太陽光発電設備の導入促進

構成団体

22者・団体 オブザーバー5団体（別紙のとおり）

Webサイト

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/78933.html>
（設置要綱、構成員名簿、会議資料、会議録を公開しています）

第1回 ゼロカーボン実現に向けた各業界の取組と課題について

- 部会の設置と、省エネルギーと新エネルギーに関する各団体等の取組と課題について情報共有。

- (1) 日時 8月30日（月）15:00～17:00
(2) 場所 オンライン開催（事務局：道庁別館4階道立病院局会議室）
(3) 出席者 経済団体、消費者団体、エネルギー事業者、有識者、国出先機関、道など22者・団体
(4) 内容

① 「省エネルギー・新エネルギー促進部会」の設置について

部会の設置要綱（別紙のとおり）について承認

② ゼロカーボン実現に向けた各業界への取組と課題（省エネ・新エネ）

【出席者からの主な発言】

- ・道民の行動変容を促すため、トータルコストなどの見える化が必要。
- ・省エネを進めるには、費用対効果が一番の課題であり、補助金の充実や手続きの簡素化を要望。
- ・北海道では、暖房・給湯に灯油が多く用いられていることから、熱の脱炭素化が急務。
- ・バイオマス発電のFIT期間終了後のチップ利用推進のため、発電継続や木質ボイラーによる需要確保が必要。
- ・建設業と林業など構成員間の連携により、省エネ住宅の普及促進や道産材活用による森林の保全などにつなげる取組が必要。

③ 省エネルギー・新エネルギー関連制度について

北海道経済産業局・北海道運輸局・北海道地方環境事務所・北海道農政事務所から情報提供

第2回 「自家消費型太陽光発電設備」の導入促進について

○ 近年の太陽光発電設備の価格低下や初期投資が不要な導入モデルがみられつつある状況にあることを背景に、事例紹介を行い、自家消費型太陽光発電設備の導入拡大に向けた取組を検討。

(1) 日 時 10月21日(木) 13:30~16:00 (オンライン開催)

(2) 出席者 経済団体、消費者団体、エネルギー事業者、国出先機関、道など 15団体

(3) 内 容

① 自家消費型太陽光発電の導入について

道から、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電導入の意義などを紹介

② 国の施策の動向、支援制度について

[北海道経済産業局]

- ・ 需要家主導による太陽光発電導入加速化補助金
- ・ 「北国の省エネ・新エネ大賞」(北海道経済産業局長表彰) 受賞事例

[北海道地方環境事務所]

- ・ 脱炭素先行地域について
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
- ・ PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

③ 導入促進に向けた取組の検討

[北海道の取組(環境生活部ゼロカーボン戦略課)]

家庭向け、小規模事業者向けの「太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業」

概 要

道が、令和3年3月15日にアイチューザー共同事業体(以下、「事務局」という)と協定を締結し、本事業の事務局が太陽光発電及び蓄電池の購入希望者を募り、一括で発注することによりスケールメリットを働かせ、設備導入時の初期費用の低減を図る取組。

道は、事業統括及び広報を役割とし、設置対象地域の市町村と協議の上、連携しながら事業の展開を図る。



[PPAモデルの取組 ゲストスピーカー:(株)L o o o p]

概 要

- ・ 需要者の建屋屋根に、L o o o p 社が太陽光発電設備を無償で設置。
- ・ 太陽光設備設置期間中の維持(保守・保険)費用はすべてL o o o p 社が負担。
- ・ L o o o p 社は屋根上の太陽光設備で発電した電気を需要者に供給。
- ・ 需要者は使用した分の電気利用料をL o o o p 社へ支払う。

[リースモデルの取組 ゲストスピーカー：(株)ARCA]

概要

従来の車やコピー機で馴染み深い「リース形態」と同じシステム。需要者の建屋屋根等に、太陽光発電設備をリース会社の所有で設置し、発電電力は需要者が使用し、リース料を支払う。使いきれない余剰電力は売電し、需要家の収入となる。

【出席者からの主な発言】

<家庭向けの取組>

- ・「太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業」の利用拡大を促すためには、PRの機会を増やすなど広報活動の強化を図るべき。
- ・共同購入促進には、トラブル時の対処方法、二酸化炭素削減への貢献等の情報提供や、取組に参加した家庭の意見を取り入れていくことが必要。

<企業向けの取組>

- ・PPAモデル事業自体が知られていないので、取組の必要性やメリットなどの情報提供が必要。
- ・PPAモデル事業などの導入拡大に向けて、ビジネスマッチングを通じた事業者紹介などの取組が必要。



環境省「初期投資0での自家消費型太陽光発電設備の導入について」より

第3回 家庭、中小企業における省エネ行動の動機付けについて

○ 暖房、給湯などの効率的な利用や高効率機器の導入により、省エネルギーの余地が大きいと考えられる家庭部門や中小企業を対象として、省エネに繋がる行動を促すための情報とその発信方法について検討。

- (1) 日時 1月27日(木) 13:30~16:00
- (2) 場所 オンライン開催(事務局:道立道民活動センターかでの2.7)
- (3) 出席者 経済団体、消費者団体、エネルギー事業者、国出先機関、道など 18団体

(4) 内 容

① 「脱炭素社会に向けた行動変容促進事業」について

道から本年度実施している標記事業について紹介（環境生活部ゼロカーボン戦略課）

概 要

家庭部門における道民の温室効果ガス削減行動を促進するため、排出に係る道民の行動特性を調査分析の上、その結果に基づき科学的知見（ナッジ等）を活用し、行動変容を促す有効な手法を構築するため、文献調査、WEB アンケート調査などを実施。

② 家庭部門や業務部門に対する省エネ促進の取組について

[北海道ガス株]

概 要

- ・戸建住宅向け提案として、省エネ型ガス給湯暖房機「エコジョーズ」やマイホーム発電、EMINELの導入。
- ・業務部門向け提案として、天然ガスへの切り替えによる省エネやガスコージェネレーションシステムの導入

[北海道電力株]

概 要

- ・家庭部門向け提案として、スマート電化住宅（新築向け）やスマート電化リフォームなどによる省エネのほか、出前授業などの実施。
- ・業務部門向け提案として、電力の見える化「ほくでん e-Demand Manager」の導入

【出席者からの主な発言】

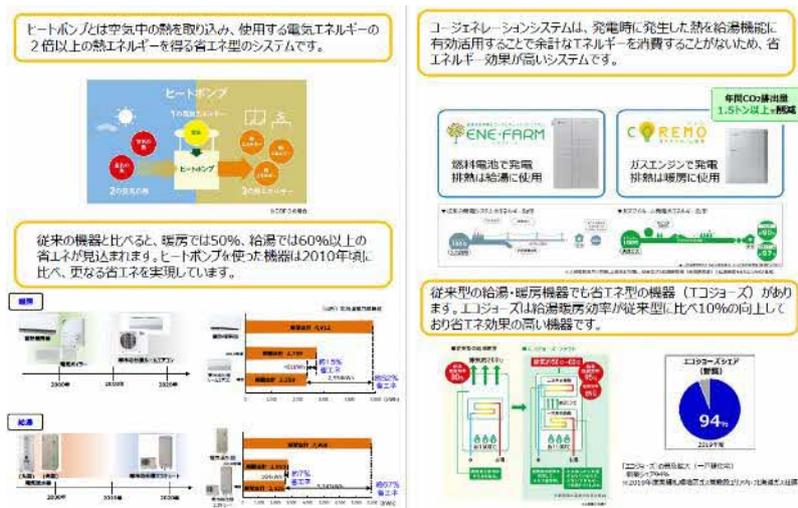
- ・行動変容を促すためにはコストの見える化などによるお得感が必要で、そうした点を示していく必要がある。
- ・関心のあまり無い方たちにも知ってもらうためには、関心のある人が集まってくるセミナーや講座などだけではなく、エネルギー以外の違う切り口で説明すると理解が進むのではないかと。
- ・企業における省エネを進めていくためには、メリットだけではなく、脱炭素の取組を進めていない企業は商流から閉め出されることも想定されるなどのデメリットも伝えていく必要がある。

令和3年度の検討・協議を通じ、今年度取り組んだ事項

[テーマ1] ゼロカーボン実現に向けた需要家への動機付け

○家庭の給湯・暖房の省エネルギーに着目したパンフレットの作成

- ▶ 温室効果ガス排出量が全国と比較して約1.5倍多い家庭部門において、エネルギー消費の3/4を占める「暖房」と「給湯」について、部会での意見も踏まえ、高効率機器による省エネ効果やCO2削減効果、エネルギーマネジメントシステムによる利便性などを紹介するパンフレットを作成し(令和4年3月)、協議会メンバーやイベントなどを通じて周知します。



パンフレットの内容(イメージ)

[テーマ2] 自家消費型太陽光発電設備の導入促進

○共同購入事業の継続と活用促進

- ▶ 「太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業」の活用を促進するため、今年度の事業結果をもとに、広報の効果的な方法の検討や未購入者に対してのヒアリング調査等を実施し、今後の取組に反映した上で、各設置対象自治体や協力機関と連携したPRを進めることとしています。

○PPAモデル、リースモデルを周知するセミナーを企画・実施

- ▶ PPAモデル、リースモデルを周知するセミナーを企画しています。
 - 自家消費型太陽光PPA・リースモデルの周知セミナー(検討案)
 - ・開催時期 令和4年3月下旬
 - ・開催方法 オンライン配信(セミナー終了後も動画をYouTubeで配信)
 - ・主催 北海道
 - ・共催 北海道経済連合会(予定)
 - ・内容 自家消費型太陽光発電設備の導入を検討する企業等の需要家やPPA・リースモデルによる事業展開を検討する道内のサプライヤーを対象に、具体的な事例を紹介し、導入する意義や事業フロー、メリット等について情報提供を行う。

ゼロカーボン北海道推進協議会「省エネルギー・新エネルギー促進部会」設置要綱

(設置及び目的)

第1条 ゼロカーボン北海道推進協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第3条5の規定に基づき、省エネルギーの促進及び新エネルギーの開発・導入の推進に関する事項を検討することを目的に、「省エネルギー・新エネルギー促進部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 省エネルギー・新エネルギーの取組に関する事項
- (2) 構成団体間の連携に関する事項
- (3) 各構成団体の取組についての情報交換等に関する事項
- (4) 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画の取組状況等に関する事項
- (5) その他、省エネルギーの促進及び新エネルギーの開発・導入の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 部会の構成員は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 部会は、協議会構成員以外の者を構成員とすることができる。
- 3 部会長は、協議会設置要綱第3条の6に基づき指名された、北海道経済部環境・エネルギー局長をもって充てる。

(会議)

第4条 部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、必要に応じ議題等に関連する構成員をもって開催することができる。

(部会員以外の者の出席)

第5条 部会は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会の庶務)

第6条 部会の庶務は、北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課が行う。

(その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。

構成団体（員）名

<経済団体>

北海道経済連合会
（一社）北海道商工会議所連合会
北海道商工会連合会

<事業者>

ホクレン農業協同組合連合会
北海道森林組合連合会
北海道木材産業協同組合連合会
北海道漁業協同組合連合会
（一社）北海道建設業協会
（公社）北海道トラック協会
（一社）北海道バス協会

<市町村>

北海道市長会
北海道町村会

<道民>

（一社）北海道消費者協会

<非営利組織>

（特非）北海道グリーンファンド
（特非）ゆうらん

<エネルギー関連事業者>

北海道電力（株）
北海道ガス（株）
（株）ユーラスエナジーホールディングス

<金融機関>

（株）北洋銀行
（株）北海道銀行

<学識経験者>

北海道大学大学院工学研究院 石井 一英 教授

<北海道>

北海道

○オブザーバー

北海道経済産業局
北海道運輸局
北海道開発局
北海道地方環境事務所
北海道農政事務所